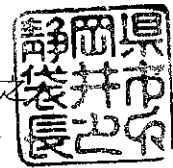




地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による中遠広域都市計画事業袋井市上山梨第三土地区画整理事業についての換地処分の公告があった日の翌日から本市内の字の区域をもって町を新設することについて、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

平成29年3月29日

袋井市長 原田 英之



- 1 上山梨五丁目を新設する区域  
大字上山梨字南米倉田の一部、字代官免の一部、字松木田の一部
  - 2 上山梨六丁目を新設する区域  
大字上山梨字代官免の一部、字松木田の一部
- 地番等は省略し、関係書類は袋井市総務部総務課に備え置く。